

平成27年度 定期監査結果に基づく措置状況等の報告（個別事項）

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成27年度
3. 監査結果報告 平成27年12月16日

所属等	定期監査結果（指摘事項）	措置状況等
管財課	市として普通財産貸付に係る基準を早急に構築されたい。	<p>【措置済】</p> <p>普通財産の貸付料は『伊賀市公有財産管理規則』第31条の規定により『伊賀市行政財産目的外使用料条例』第2条第1項、第3項及び第4項の規定を準用することとなっており、無償貸付又は減額貸付については、『財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例』第4条に規定しています。</p>
建築住宅課	住宅使用料の収納率が極めて低い（特に滞納繰越分）。収納率向上に向けて今まで以上に取り組みを強化されたい。	<p>【措置済】 措置日：平成28年10月1日</p> <p>市営住宅使用料徴収員として嘱託職員を1名増員し、臨宅訪問による納付指導の強化に努めている。（H28.10.1採用）</p> <p>また、滞納繰越分については、債権管理課と協力して法的措置による債権回収に向け、債権回収対策会議等で協議を進めている。</p>